

(32) 研究費不正使用防止計画推進室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究費不正使用防止計画推進室は、本法人における研究費の不正使用の防止対策を推進することを目的として、国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成19年規程第30号）第9条の規定に基づき、同規程第5条に定める最高管理責任者である学長の下に置かれる機関である。

イ 組織の構成及び構成員等

研究費不正使用防止計画推進室は、統括管理責任者（事務局長）、コンプライアンス推進責任者、学系長、学校教育実践研究センター長、附属学校長、その他最高管理責任者が指名した者若干人をもって組織し、室長は統括管理責任者をもって充てている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

- ① 令和2年5月21日（木） 第1回研究費不正使用防止計画推進室会議
- ② 令和3年3月30日（火） 第2回研究費不正使用防止計画推進室会議

イ 審議された主な事項

- ① 令和2年度コンプライアンス教育の実施
- ② 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う研究費不正使用防止規程の一部改正他

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- ・ コンプライアンス教育の研修に係る新たな取り組みとして、研究費不正使用防止に係る研修と研究活動における不正行為等の研修を合わせた研修会（R2.7.22開催）を実施した。なお、研究費不正使用防止計画推進室コンプライアンス推進責任者を講師として具体的な事例を用いたわかりやすい研修内容であったため、教職員の高い理解度を得た（受講率97%、回答率86.9%のうち「どちらかといえば理解できた」以上の理解度は100%）。
- ・ コンプライアンス意識の維持のため、新任職員研修（R2.4.3開催）、科学研究費助成事業応募説明会（R2.8.18開催）、不正使用防止の研修を実施するとともに、「「教員等個人宛て寄附金の経理」の適正な取扱いについて」を定期的にポータルサイトに掲載するなど、不断に取り組んだ。
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が改正されたこと（令和3年2月1日）に伴い、研究費不正使用防止に係る学長（最高管理責任者）のリーダーシップ及び監事の役割を強化するため、研究費不正使用防止計画推進室において、研究費不正使用防止規程に学長の役割を追加し、併せて監事の役割を強化するために、研究費不正使用防止計画に新たに監事の役割を追加した規程等の改正案を決定し、役員会で審議することとした。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正の趣旨に則り関係規程等を改正し、それに基づき対応を図り、併せて研究費不正使用防止のための研修会を継続して実施するなど、今後も研究費の不正使用防止に努めていく必要がある。